

遡及適用要件における最初の検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

遡及適用要件における最初の検査に関する事項

改正理由

SOLAS 条約において遡及適用される要件に関しては、適合期日として特定の日以降の“First Survey（最初の検査）”が規定されているが、この“First Survey”の取扱いが明確でないことから、2002年にIACSは、本件に対する統一解釈 SC 171 を採択した。

その後、適用対象をより一般化すべく上記統一解釈を改め、2008年8月に統一解釈 SC171(Rev.2)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC171(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。また、臨時検査に関する規定の整理も併せて行った。

改正内容

- (1) 臨時検査の規定における「最初の検査」及び「最初に予定されている入渠又は上架」に対する解釈を規定した。
- (2) 確認完了期日が満了している臨時検査の規定を削った。